

窓口にお越しいただける際は、スムーズなご案内のため、事前にご連絡ください。

事前相談(工事予定日の1~2ヶ月前が目安)

必要書類をご準備のうえ、窓口までお越しください。
書類に不備がない場合は、その場で申請を受付いたします。不備があった場合は、書類を一式ご返却いたします。修正箇所を反映の上、正式にご申請をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、窓口にて書類の作成方法等をご案内いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

申請

助成金交付申請書と必要書類を提出
※ 申請は工事前に行ってください。
(工事予定日の2~3週間前が目安)
※ 申請期限: **令和9年2月15日(月)**まで
※ 申請は区役所の窓口又は郵送で受付します。
(出張所窓口提出は不可)
※ 書類に不備があった場合、一式ご返却となります。(郵送提出の場合も同様)

申請受付

区役所(九段南1-2-1)5階 環境政策課

審査(2~3週間程度)

決定通知受領

助成金交付決定通知

審査の結果(交付の可否や交付予定額)を
書面(郵送)でお知らせします。

工事等の開始

事業完了報告

工事等及び支払終了後、完了報告書と必要書類を提出
※ 提出期限: **令和9年3月15日(月)**まで
※ 区役所の窓口又は郵送で受付します。
※ 完了報告の際は事前にご連絡ください。
(出張所窓口提出は不可)
【必要書類】領収書、請求書等、写真 他

受付

審査(2~3週間程度)

現地確認を行う場合があります。

確定通知受領

助成金交付額確定通知

助成金の額を確定し、
書面(郵送)でお知らせします。

請求

助成金交付請求書を提出(速やかに!)

助成金振込

請求日から振込に1か月程かかります。

注意事項

- ① 請求時の口座名義は、申請者名義と同一にしてください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になりますので、速やかに区担当までご連絡ください。
- ③ 他の助成金と併用することができます。工事完了報告時に、併用した助成金の交付額がわかる確定通知の写し等をご提出ください。
- ④ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ⑤ 助成によって設置された緑化などは、5年間維持管理してください。

令和8年度 ヒートアイランド対策助成制度のご案内

都市部のヒートアイランド現象緩和に寄与する事業に助成金を交付します。

- **対象者**
千代田区内の建物等の所有者又は所有者の承諾を得ている借主
- **助成の種類**

- 1 屋上等緑化**
屋上やバルコニーに樹木、芝、多年草等を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。
- 敷地内緑化**
敷地の地上部に樹木、芝、多年草等を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。
- 2 菜園**
野菜等(野菜、花きその他これらに類するもの)を植栽した基盤を新たに設置することをいいます。 ※夏季(7~9月)に植栽計画があり、成果物の販売を目的としたものでないこと。
- 3 壁面緑化**
つる性植物や植栽基盤を、建物壁面等を覆うように植栽することや、壁面に沿って高木を3本以上新たに植栽することをいいます。
※ 高木:成木の高さが3m以上の樹木(植栽時はおおむね2m以上)であること。
- 4 高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁面)**
屋上・壁面に高反射率塗料又は熱交換塗料を新たに塗布することをいいます。
※高反射率塗料については第三者機関において測定した日射反射率(近赤外線領域)が、50%以上であること。
なお、使用色での測定値がない場合には、基準色(第三者機関)・使用色(メーカー発行のカタログ等)の日射反射率がともに50%以上であること。
- 5 日射調整フィルム・窓用コーティング材**
窓ガラスに日射調整フィルムや窓用コーティング材の対策を新たに行うことをいいます。
※第三者機関における測定値が、原則、遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上
熱貫流率5.9W/(㎡・K)未満(コーティング材は6.0W/(㎡・K)以下)であること。
- 6 遮熱性塗料・熱交換塗料(舗装面)**
舗装面に遮熱性塗料又は熱交換塗料を新たに塗布することをいいます。
- 7 ドライ型ミスト発生装置**
水を微細な霧状にして噴射し気化熱によって周囲の冷却を行うものをいいます。
- 8 レインガーデン**
新たに敷地の地上部に雨水貯留浸透性の良い緑化(樹木、芝、多年草等)を行うものをいいます。
※緑化は、敷地面積250㎡以上の場合、千代田区緑化推進要綱第2条第1号に規定する地上部の緑地に該当すること。



お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

■ 助成の対象、条件等

【共通】

- ・区内の建物等(新築・既築)であり、工事等の実施前の申請であること。
- ・助成対象者が自ら施工するものでないこと(改修は施工業者が行うこと)。
- ・当該年度に同一の建物等における本助成制度の助成を受けていないこと。
- ・住民税や固定資産税等を滞納していないこと。
- ・ちよエコ宣言を行っていること(ちよエコ宣言の対象外となる場合は除く)

【屋上等緑化・敷地内緑化・壁面緑化・(菜園)】

- ・新築の場合、敷地面積が1,000㎡未満の建物であること。
- ・新築・既築に関わらず、敷地面積が250㎡以上の建物で、「千代田区緑化推進要綱」で計画書提出の対象となっている建物は要綱に定める基準を超える部分を助成対象とします。
- ・プランターによる緑化の場合、容量100ℓ/基以上のものであること。

〈菜園〉上記要件に追加

- ・事業計画書により、夏季(7～9月)に植栽計画(緑)があるものであること。

【高反射率塗料・日射調整フィルム・窓用コーティング材】

- ・第三者機関の証明書等により性能値を証明できる製品を使用すること。

【ドライ型ミスト発生装置】

- ・公共もしくはそれに準ずる場で不特定多数へ涼を提供するために設置すること。
- ・運用見込期間が概ね年間90日以上であること。(レンタルの場合はイベント等で一時的に設置するものであること。)

【レインガーデン】

- ・周囲から雨水を集水する構造(雨樋の接続等)を有し、碎石層(深さ30cm以上。ただし、個人が所有する住宅は深さ10cm以上。)又は雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、地下に浸透させる機能を有する施設をいう。)の整備により高い貯留浸透能力を持つ緑地(千代田区緑化推進要綱の「地上部の緑地」を満たすもの)であること。

■ 在来種植栽による緑化割増し

生物多様性の観点から、屋上等緑化、壁面緑化、敷地内緑化、レインガーデンにおいて、**区画ごとに植栽に用いる植物全てを『千代田区在来種植栽選定の手引き』に記載のある在来種にした場合(複数種選択も含みます)、当該区画にかかる助成金の額及び上限額を20%割増します。**

■ 助成内容

※助成は2種以上組み合わせることも可能 ※千円未満は切り捨て

助成種別		助成金の額(税抜)	上限額
屋上等緑化 敷地内緑化 菜園	固定基盤	対象経費の50%	200万円 ※3事業の合計
	プランター	対象経費の50%	50万円 ※3事業の合計
壁面緑化		対象経費の50%	50万円
高反射率塗料・熱交換塗料 (屋上・壁面)		対象経費の50%	50万円 ※屋上・壁面の合計
日射調整フィルム・窓用コーティング材		対象経費の50%	30万円
遮熱性塗料・熱交換塗料(舗装面)		対象経費の50%	100万円
ドライ型ミスト発生装置(固定式)		対象経費の50%	100万円
ドライ型ミスト発生装置(レンタル)		対象経費の50%	10万円
レインガーデン		対象経費の50%	50万円

ちよエコ宣言の詳細については、
こちらから参照してください。



▲「ちよエコ
ヒーロー宣言」
(個人向け)



▲「ちよエコ未来
企業宣言/ちよエコ
未来事業者宣言」(事業者向け)



■ 申請に必要な書類

区様式は、区ホームページでダウンロードできます。※下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

	屋上等緑化 壁面緑化	敷地内 緑化	菜園	高反射率塗料・ 熱交換塗料 (屋上・壁面)	フィルム・ コーティング材	遮熱性塗料・ 熱交換塗料 (舗装面)	ドライ型ミスト 発生装置 (固定式・レンタル)	レインガーデン
助成金交付申請書 (区様式)					○			
確認書(区様式)					○			
前年度(令和7年度)の 納税証明書の写し					○			
見積書の写し (内訳書有)					○			
承諾書(区様式)※1					○			
施工・設置箇所の 平面図や立面図					○			
施工・設置前写真 (カラー)					○			
ちよエコ宣言を行って いることがわかる書類※2					○			
施工箇所の 面積計算表	○	○	○	○	○※3	○		○※4
建物形状のわかる 図面(立面図等)・ 写真	○		○	○				
製品の性能証明書 (第三者機関発行)				○ (高反射率塗 料のみ※5)	○			
製品・設備性能等の パンフレット				○		○	○	○※4
実施内容がわかる 事業計画書			○※6				○※7	

※1 申請者が所有者でない又は共同所有の場合にご提出ください。(管理組合の場合、議決書の写し又はこれに代わるもの)

※2 個人は「ちよエコヒーロー宣言」、法人・管理組合等は「ちよエコ未来企業宣言/ちよエコ未来事業者宣言」が対象となります。

(区外に所在する法人については宣言の対象外のため、提出不要)

個人の場合は登録完了が分かるメール画面等、法人・管理組合等の場合は名前入り宣言書等をご提出ください。書類の提出状況に

よっては、区が宣言登録状況について確認する場合があります。

※3 面積計算表に、幅や高さが分かる図面も作成してください。

※4 施工箇所の面積・仕様等のわかる資料をご提出ください。

※5 使用色での第三者機関における日射反射率測定値がない場合、下記2点をご提出ください。

- ・基準色での第三者機関における性能証明書
- ・使用色でのカタログ等(メーカー発行)

日射反射率測定値が50%以上

※6 実施内容(植栽期間等)がわかる事業計画書を提出していただきます。夏季(7月～9月)に緑があることを確認します。

また、年度末日までに、設置後に実施した1年間の運用状況がわかる報告書を提出していただきます。

※7 実施内容(実施期間、実施時間、実施箇所等)がわかる事業計画書を提出していただきます。

また、年度末日までに、設置後に実施した1年間の運用状況がわかる報告書を提出していただきます。